

次世代育成支援対策推進法に基づく
社会福祉法人かがやき神戸 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日~2023年3月31日

2 内容

目標1 子の看護休暇の5日間、有給の周知

2019年度4月1日より

子の看護休暇が有給で取得できる旨を管理職より一般職員へ伝える。

目標2 育児時間を3歳未満まで取得可能になっている事を周知する

2019年度4月1日より

育児時間を子が3歳未満まで取得できる旨を管理職より一般職員へ伝える。

目標3 妊娠中及び出産後の労働者の相談窓口の設置

2019年度4月1日より

出産及び育児が滞りなく行えるように相談窓口を設置する。

2021年度4月1日より

妊娠及び出産後のキャリアプランを管理職と相談できる様にする